

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 協働のまちづくり
  - 第1節 まちづくり協議会への支援(第3条—第5条)
  - 第2節 地区まちづくり計画(第6条—第10条)
  - 第3節 テーマ型まちづくり計画(第11条—第13条)
  - 第4節 まちづくり推進地区(第14条)
- 第3章 計画的なまちづくりの推進(第15条—第18条)
- 第4章 住み良いまちづくりの推進(第19条—第43条)
- 第5章 紛争調整(第44条—第52条)
- 第6章 補則(第53条・第54条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、熱海市まちづくり条例(平成17年熱海市条例第2号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開発事業)

第2条 条例第2条第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動車駐車場、自動二輪車駐車場又は自転車駐車場の設置
- (2) 資材置場(建築資材その他材料の保管をするため土地利用を行う場所をいう。)の設置
- (3) 墓地(墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に規定する墓地をいう。)の造成
- (3)の2 散骨場(熱海市散骨場の経営の許可等に関する条例(平成27年熱海市条例第27号)第2条第2号に規定する散骨場をいう。)その他墓地に類似する区域(故人を偲ぶ墓碑、石碑等を設けるための区域その他のこれに準じる区域であつて市長が墓地に類似する区域と認める区域をいう。)の設置
- (3)の3 遺体保管所(業として遺体を保管(運送契約に基づく一時保管を含む。)する施設をいう。)の設置
- (3)の4 エンバーミング施設(業として薬液を使って遺体の保存、遺体の修復等の処置を行う施設をいう。)の設置
- (3)の5 粉骨施設(業として焼骨を粉末状にするための施設をいう。)の設置
- (4) ペット霊園(犬、猫その他人に飼育又は管理されていた動物の死骸を火葬するための焼却設備を有する施設、当該死骸又はその焼骨を埋葬するための設備を有する施設及びこれらの設備を併せて有する施設をいう。)その他市長がペット霊園に類似する施設と認める施設の設置
- (5) 廃棄物処理施設(残土、焼却灰その他の廃棄物の埋立てをする施設をいう。)の設置
- (6) 廃棄物保管場所(廃棄自動車、金属くず等の保管をするための場所をいう。)の設置
- (7) スポーツ・レクリエーション施設の設置
- (8) 自動車販売場の設置
- (9) レンタル倉庫(個人、企業等の物品を預かる施設であつて、レンタルルーム、レンタルスペース等を含む。)の設置
- (10) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項(同項第5号及び第6号を除く。)に規定する土地改良事業
- (11) 土石の採取の目的で行う土地区画形質の変更  
(平26規則20・平26規則21・平27規則17・平27規則18・一部改正)

第2章 協働のまちづくり

第1節 まちづくり協議会への支援

(まちづくり協議会への支援)

第3条 条例第10条第1項に規定する地区まちづくり協議会及び条例第14条第1項に規定するテーマ型まちづくり協議会(以下この条において「協議会」という。)に対する必要な支援は、次に掲げるもののうち、市長が必要と認めたものとする。

- (1) 運営及び活動に要する経費の助成
- (2) まちづくりに関する情報の提供
- (3) まちづくりに関する学習の支援
- (4) まちづくりに関する専門家の派遣
- (5) その他市長が必要と認めた支援

2 前項第1号に規定する支援に関する助成金(以下「助成金」という。)については、熱海市補助金等交付規則(昭和39年熱海市規則第29号)に定めるもののほか、次項及び第4項に定めるところによる。

3 助成金の額は、各年度における予算の範囲内で市長が定めるものとし、30万円を限度とする。

4 助成金の交付は、一の協議会につき、通算して2年度を限度とする。

(まちづくり専門家派遣制度)

第4条 まちづくりに関する専門家(以下「専門家」という。)の派遣を受けようとする地区まちづくり協議会又はテーマ型まちづくり協議会は、まちづくり専門家派遣申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、まちづくり専門家派遣決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により派遣を決定したときは、次条に定める専門家として登録された者の中から申請内容に適した者を選定し、まちづくり専門家派遣依頼書(様式第3号)により依頼するものとする。

4 申請者又は選定された専門家は、その申出により双方了解のうえ、専門家を変更することができる。専門家の変更については、前項の規定を準用する。

5 派遣依頼を受けた専門家は、その業務遂行において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

6 専門家の派遣回数は8回を限度とし、派遣期間は、最初に派遣したときから2年以内とする。

7 派遣依頼を受け、その業務を行った専門家は、まちづくり専門家派遣実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

8 派遣した専門家の活動状況について市長が必要と認めた場合には、当該専門家に対して報告を求めることができる。

9 専門家の派遣に要する費用(以下「派遣費用」という。)は、熱海市(以下「市」という。)が負担する。ただし、市が負担する費用以外の費用については、申請者の負担とする。

10 派遣費用は、報償費及び旅費とし、市が専門家に直接支払うものとする。

11 市長は、派遣を受ける団体が、その団体としての要件を欠くに至ったと認めたとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、派遣の決定を取り消すものとする。

(1) 申請内容と異なる目的で専門家の派遣を受けようとしたとき。

(2) 派遣の目的が達成できなくなったとき。

12 市長は、派遣の決定を取り消した場合は、まちづくり専門家派遣決定取消通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

13 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により専門家の派遣を受けたときは、派遣に要した費用相当額を申請者に請求しなければならない。

(まちづくり専門家の登録)

第5条 専門家の登録は、次の各号のいずれかに該当する者の中から行う。

(1) 都市計画、建築設計、都市デザイン等のまちづくりに関連する専門的な知識又は実務経験を有する者

(2) 前号に定める者のほかもまちづくり活動に関して、知識又は経験を有する者

2 前項に規定する登録を受けようとする者は、まちづくり専門家登録申請書(様式第6号)により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、まちづくり専門家登録決定通知書(様式第7号)により申請者に通知し、適当と認めたときは、まちづくり専門家登録簿に記載する。

4 登録された専門家は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに市長にその旨を申出するものとする。

5 市長は、登録した専門家が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、まちづくり専門家登録取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(1) 守秘義務に反する行為があったとき。

(2) 辞退の申出があったとき。

(3) その他専門家として適当でないと市長が認めたとき。

6 登録の有効期間は、登録の日から3年間とする。ただし、専門家からの申出により登録を更新することができる。

## 第2節 地区まちづくり計画

(地区まちづくり協議会の認定申請)

第6条 条例第10条第2項に規定する申請は、地区まちづくり協議会認定申請書(様式第9号)に次に掲げる図書を添えて行わなければならない。

(1) 団体の規約

(2) 団体の事業活動計画書

(3) 団体の対象地区を示す図面

(4) 団体の構成員名簿

(5) その他市長が必要と認める図書

(地区まちづくり協議会の認定通知等)

第7条 条例第10条第3項に規定する地区まちづくり協議会の代表者への通知は、地区まちづくり協議会認定通知書(様式第10号)により行うものとする。

2 地区まちづくり協議会は、前条に規定する申請の内容に変更が生じたときは、地区まちづくり協議会申請内容変更届出書(様式第11号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(地区まちづくり計画の案の公表)

第8条 条例第10条第5項に規定する地区まちづくり計画の案の公表は、地区まちづくり計画の区域内における自治会等の回覧板、掲示板への掲示その他適切な方法によるものとする。

(地区まちづくり協定の申出)

第9条 条例第11条第1項の規定による協定の締結を求めるときは、地区まちづくり協定申出書(様式第12号)に次に掲げる図書を添えて行わなければならない。

- (1) 地区まちづくり計画書
  - (2) 位置図
  - (3) 区域図
  - (4) 同意書(様式第13号)
  - (5) 地区まちづくり計画区域内名簿(様式第14号)
  - (6) その他市長が必要と認める図書
- (地区まちづくり計画の提案)

第10条 条例第13条第1項の規定による地区まちづくり計画の提案は、地区まちづくり計画提案書(様式第15号)により行うものとする。

第3節 テーマ型まちづくり計画

(テーマ型まちづくり協議会の認定申請)

第11条 条例第14条第2項に規定する申請は、テーマ型まちづくり協議会認定申請書(様式第16号)に次に掲げる図書を添えて行わなければならない。

- (1) 団体の規約
- (2) 団体の事業活動計画書
- (3) 団体の対象地区を示す図面
- (4) 団体の構成員名簿
- (5) その他市長が必要と認める図書

(テーマ型まちづくり協議会の認定通知等)

第12条 条例第14条第3項に規定するテーマ型まちづくり協議会の代表者への通知は、テーマ型まちづくり協議会認定通知書(様式第17号)により行うものとする。

2 テーマ型まちづくり協議会は、前条に規定する申請の内容に変更が生じたときは、テーマ型まちづくり協議会申請内容変更届出書(様式第18号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(テーマ型まちづくり計画の提案)

第13条 条例第15条第1項の規定によるテーマ型まちづくり計画の提案は、テーマ型まちづくり計画提案書(様式第19号)に次に掲げる図書を添えて行わなければならない。

- (1) テーマ型まちづくり計画書
- (2) 位置図
- (3) 区域図
- (4) 同意書(様式第20号)
- (5) テーマ型まちづくり計画同意者名簿(様式第21号)
- (6) その他市長が必要と認める図書

第4節 まちづくり推進地区

(まちづくり推進地区計画の案に対する意見書)

第14条 条例第16条第4項に規定する意見書は、様式第22号とする。

第3章 計画的なまちづくりの推進

(都市計画提案書)

第15条 条例第20条第1項の規則で定める都市計画提案書は、様式第23号とし、次に掲げる図書を添えて行わなければならない。

- (1) 都市計画の素案(総括図、位置図及び計画書)
- (2) 法第21条の2第3項第2号の同意を得たことを証する書類
- (3) 関係図書(区域図、周辺関係図等)
- (4) まちづくり基本計画に適合する旨の検討書
- (5) 周辺環境に及ぼす影響及びその影響への対策に関する書類
- (6) 土地所有者等への説明経過書
- (7) その他市長が必要と認める図書

(都市計画の原案等に対する意見書)

第16条 条例第22条第2項、第23条第2項、第27条第2項及び第28条第2項に規定する意見書は、様式第24号とする。

(平20規則39・一部改正)

(軽易な都市計画等)

第17条 条例第22条第6項及び第23条第5項に規定する軽易な都市計画その他の都市計画は、次に掲げる都市計画の決定又は変更とする。

- (1) 都市計画の名称の変更
- (2) 都市計画の部分的な変更及び境界変更に伴う区域の部分変更等で、市長が認めるもの
- (3) その他市長が特に認めるもの

(平20規則39・一部改正)

(地区計画等に関する都市計画の申出)

第18条 条例第25条第2項に規定する書面は、様式第25号とする。

(平20規則39・一部改正)

第4章 住み良いまちづくりの推進

(開発事業の事前協議書の提出)

第19条 条例第29条第1項に規定する開発事業事前協議書(以下「事前協議書」という。)は、様式第26号とする。

2 条例第29条第1項第1号本文の規則で定める面積は、次の各号に掲げる開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 第2条第3号から第4号までの開発事業 1平方メートル
- (2) 前号以外の開発事業 1,000平方メートル

3 条例第29条第1項第1号オの規則で定める面積は、次の各号に掲げる開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 第2条第3号から第4号までの開発事業 1平方メートル
- (2) 前号以外の開発事業 300平方メートル

4 施行区域が観光商業集積区域の内外にわたる建築物に係る開発事業については、施行区域のうち観光商業集積区域内の面積が半数を超えるとときは、条例第29条第1項第2号アに該当する開発事業とし、施行区域のうち観光商業集積区域内の面積が半数以下のときは、同号イに該当する開発事業とする。

5 第1項の事前協議書が提出されたときは、熱海市土地利用対策委員会規程(昭和47年熱海市告示第10号)第1条に規定する熱海市土地利用対策委員会(以下「土地利用委員会」という。)において協議を行うものとする。

(平24規則4・平26規則21・一部改正)

(一団の土地等における開発事業の適用除外)

第20条 条例第29条第2項ただし書の規則で定める開発事業は、先行する開発事業(一団の土地等において一の開発事業がそれに先行する開発事業をいう。以下同じ。)に係る条例第45条第2項に定める完了検査適合通知書の交付後に、条例第29条第1項の規定による事前協議書の提出があった開発事業とする。ただし、先行する開発事業が法第29条に規定する開発許可を要する開発事業である場合は、法第36条第3項の規定による公告の日以後に条例第29条第1項の規定による事前協議書の提出があった開発事業とする。

(事前事業計画表示板等の設置)

第21条 条例第30条第1項に規定する事前事業計画表示板及び条例第37条第1項に規定する事業計画表示板は、様式第27号とし、開発事業が完了し、又は開発事業を廃止するまで設置するものとする。

(事前協議書の説明会等の報告書)

第22条 条例第30条第3項及び第37条第3項に規定する報告書は、様式第28号とする。

(開発事業に対する意見書)

第23条 条例第31条第1項に規定する意見書は、様式第29号とする。

(回答書)

第24条 条例第32条第1項に規定する回答書は、様式第30号とする。

(公聴会の開催請求)

第25条 条例第33条第1項に規定する連署代表者又は事業者は、同項の規定により公聴会の開催を請求するときは、公聴会開催請求書(様式第31号)に公聴会開催請求署名簿(様式第32号)を添えて行わなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに公聴会開催請求署名簿を審査するものとする。

(公聴会の開催方法)

第26条 市長は、条例第33条第2項に規定する公聴会(以下「公聴会」という。)を開催するときは、開催日の14日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 公聴会の開催日時及び開催場所
- (2) 公述(公聴会において意見を述べることがをいう。以下同じ。)の申出をすることができる期間
- (3) その他公聴会の開催に関する必要な事項

(公述の申出)

第27条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会開催日の7日前までに公聴会公述申出書(様式第33号)により市長に申出なければならない。

(公述人及び公述時間)

第28条 市長は、公聴会の運営を円滑に行うため、前条の規定により公述の申出を行った者(以下「申出人」という。)のうちから、公述人をあらかじめ選定するものとする。

- 2 市長は、公聴会の運営を円滑に行うために必要があると認めるときは、公述時間をあらかじめ定めることができる。
- 3 市長は、前2項の規定により、公述人を選定し、又は公述時間を定めたときは、あらかじめその旨を申出人に通知しなければならない。  
(公述の範囲)

第29条 公述人は、条例第29条第1項に規定する当該開発事業の事前協議書に関する事項の範囲を超えて発言してはならない。  
(公聴会の議長)

第30条 公聴会の議長は、市職員のうちから市長が指名する者をもって充てるものとする。

- 2 公聴会は、議長が主宰する。
- 3 議長は、公述人の公述が公述時間を超えたとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場を命じることができる。
- 4 議長は、公聴会の秩序を維持し、その運営を円滑に行うために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。
- 5 議長は、公述の内容を明らかにするために、公述人に対し質疑をすることができる。
- 6 議長は、前3項に規定するもののほか、公聴会の運営を円滑に行うために必要な措置を講ずることができる。  
(指導書の交付)

第31条 条例第35条第1項に規定する指導書は、様式第34号とする。

2 前項の指導書を交付するまでに通常要すべき標準的な期間は、事前協議書が提出された日の翌日から起算して90日以内とする。ただし、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める期間を除く。

- (1) 公聴会を開催したとき 公聴会開催の請求のあった日から条例第34条に規定する熱海市まちづくり審議会の審議の終了する日までの期間
- (2) あっせんを行ったとき 第60条第1項に規定するあっせんを決定した日から紛争の解決した日又は同条第5項に規定するあっせんを打ち切った日までの期間
- (3) 調停に移行したとき 第48条第3項に規定する調停を決定した日から第49条第2項に規定する調停案受諾勧告回答書が紛争当事者双方から提出された日又は条例第62条第5項に規定する調停を打ち切った日までの期間
- (4) 熱海国際観光温泉文化都市建設計画高度地区における適用の緩和及び除外に関する規則(平成19年熱海市規則第11号)第3条第1項第1号に規定する適用の緩和の認定(以下「高度地区緩和認定」という。)を受けようとするとき 当該認定に係る手続に必要な期間  
(平20規則39・一部改正)

(事業計画審査願等の提出)

第32条 条例第36条第1項に規定する開発事業計画審査願は様式第35号とし、指導書に対する見解書は様式第36号とする。

2 開発事業計画審査願及び指導書に対する見解書(以下「事業計画審査願等」という。)が提出されたときは、土地利用委員会において審査し、協議を行うものとする。  
(審査基準適合通知書等の交付)

第33条 条例第39条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)、同条第2項及び同条第4項に規定する通知書は、次に掲げる様式とする。

- (1) 審査基準適合通知書(様式第37号)
- (2) 事業計画補正通知書(様式第38号)
- (3) 審査基準不適合通知書(様式第39号)

2 条例第39条第1項に規定する審査基準適合通知書及び同条第2項に規定する事業計画補正通知書の交付は、条例第36条第1項に規定する事業計画審査願等の提出があった日の翌日から起算して21日以内に行うものとする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を除く。

- (1) 条例第40条第1項に規定する届出があったとき 事業計画審査願等の提出があった日から当該届出があった日までの期間
- (2) 高度地区緩和認定を受けようとするとき 当該認定に係る手続に必要な期間

3 事業者は、条例第39条第2項に規定する事業計画補正通知書を受けた日の翌日から起算して14日以内に当該事業計画を補正し、補正通知回答書(様式第40号)を市長に提出しなければならない。

4 条例第39条第3項において準用する同条第1項に規定する審査基準適合通知書及び同条第4項に規定する審査基準不適合通知書の交付は、前項の補正通知回答書の提出があった日の翌日から起算して21日以内に行うものとする。

(平20規則39・平24規則4・一部改正)

(開発事業計画の変更の届出等)

第34条 条例第40条第1項及び第2項の規則に定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、市長が認めるものについては、この限りでない。

- (1) 事業者等に関する事項

- (2) 事業名称等に関する事項
  - (3) 都市計画等に関する事項
  - (4) 土地利用の現況と計画に関する事項
  - (5) 宅地、建築物等の施設の概要に関する事項
  - (6) 工事期間に関する事項
  - (7) 開発事業の計画内訳に関する事項
  - (8) 他の法令による手続関係に関する事項
  - (9) その他市長が必要と認める事項
- 2 条例第40条第1項に規定する変更の内容等を記載した書面は開発事業計画変更届出書(様式第41号)とし、同条第2項に規定する変更の内容等を記載した書面は開発事業計画変更審査願(様式第42号)とし、同条第3項に規定する審査基準再適合通知書は様式第43号とする。
- 3 条例第40条第3項に規定する審査基準再適合通知書の交付は、前項の開発事業計画変更審査願の提出があった日の翌日から起算して21日以内に行うものとする。

(平24規則4・一部改正)

(開発事業に関する協定の変更)

第35条 条例第41条第2項ただし書の規則で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 公共施設及び公益施設の位置、形状及び規模のいずれにも変更を生じないもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該公共施設及び公益施設の機能に著しい支障が生じるおそれがないと市長が認めるもの

(開発事業工事着手届出書等)

第36条 条例第44条第3項及び第5項並びに第44条の第2第1項及び第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 条例第44条第3項の規定による届出 開発事業工事着手届出書(様式第44号)
- (2) 条例第44条第5項の規定による届出 開発事業工事完了届出書(様式第45号)
- (3) 条例第44条の第2第1項の規定による届出 開発事業工事(中断・廃止)届出書(様式第46号)
- (4) 条例第44条の第2第3項の規定による届出 防災工事完了届(様式第47号)

(平24規則4・一部改正)

(工事の検査)

第37条 条例第45条第1項に規定する中間検査及び完了検査を受けるときは、(中間・完了)検査申出書(様式第48号)を市長に提出しなければならない。ただし、当該中間検査は、市長が必要と認める工事について行うものとする。

- 2 条例第45条第2項に規定する完了検査適合通知書は様式第49号とし、同項に規定する是正すべき内容を記載した通知書は完了検査結果是正通知書(様式第50号)とする。
- 3 前項に規定する完了検査結果是正通知書による是正が完了した場合には、第2項の規定を準用する。

(立入検査等)

第38条 市長は、条例第46条第1項に規定する検査をするときは、当該職員に施行区域内に立入らせ、工事その他の行為の状況を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 前項に規定する身分を示す証明書は、様式第51号とする。

(勧告)

第39条 条例第47条に規定する勧告は、様式第52号により行うものとする。

(是正命令)

第40条 条例第48条第1項に規定する命令は、様式第53号により行うものとする。

(開発事業の基準)

第41条 条例第50条第2項の規則で定める基準は、別表第1に掲げるものとする。

(公共施設等の整備)

第42条 条例第51条に規定する公共施設及び公益施設の整備の基準は、別表第2に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 施行区域内及びその周辺の公共施設等は、災害の防止、通行の安全その他の安全で良好な地域環境の確保に支障がないような構造、規模及び能力で適当に配置すること。
- (2) 汚水処理施設は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他の関係法令を遵守し、設置すること。

(老人福祉施設等の建設等)

第43条 条例第54条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第19項に規定する介護保険施設

(2) 有料老人ホーム又はシニア住宅に類似する高齢者向けケア付き居住施設に対する指導について(平成9年12月19日付け老振第144号厚生省老人保健福祉局老人福祉振興課長、建設省住備発第105号建設省住宅局住宅整備課長、建設省住指発第593号建設省住宅局建築指導課長通知)に規定する施設

2 条例第54条の規則で定める関係機関は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)及び介護保険法に関する事務を所管する機関とする。

#### 第5章 紛争調整

(あっせんの申出及び決定)

第44条 条例第60条第1項に規定する利害関係者及び事業者(以下「紛争当事者」という。)からの紛争の調整の申出は、あっせん申出書(様式第54号)により行うものとする。

2 市長は、条例第60条第1項に規定する紛争の調整の申出を受けたときは、あっせんの決定をし、あっせん決定通知書(様式第55号)により紛争当事者に通知するものとする。

(熱海市開発事業紛争調整相談員)

第45条 条例第60条第2項に規定する熱海市開発事業紛争調整相談員(以下「相談員」という。)は、5人以内とし、法律、建築、行政等の分野に関して優れた知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、相談員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(あっせんの打ち切り)

第46条 市長は、条例第60条第5項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、あっせん打切通知書(様式第56号)により紛争当事者に通知するものとする。

(熱海市開発事業紛争調停委員会)

第47条 条例第61条第4項に規定する熱海市開発事業紛争調停委員会(以下「調停委員会」という。)の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 調停委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、調停委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 調停委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

6 調停委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、調停案を決するときには、委員全員の出席がなければ会議を開くことができない。

7 調停委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 調停委員会は、必要があると認めるときは、紛争当事者、専門的事項について学識を有する者、市職員その他の者に対して出席を求め、意見又は説明を聴くことができるほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(調停の勧告及び決定)

第48条 条例第62条第1項に規定する勧告は、調停勧告書(様式第57号)により行うものとする。

2 紛争当事者は、条例第62条第1項の規定による勧告を受けたときは、調停勧告回答書(様式第58号)を市長が指定する日までに提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による回答書の提出を受けたときは、調停の決定をし、調停決定通知書(様式第59号)により紛争当事者に通知するものとする。

(調停案受諾勧告)

第49条 条例第62条第4項に規定する勧告は、調停案受諾勧告書(様式第60号)により行うものとする。

2 紛争当事者は、条例第62条第4項の規定による勧告を受けたときは、調停案受諾勧告回答書(様式第61号)を調停委員会が指定する日までに提出するものとする。

(調停の打ち切り)

第50条 条例第62条第5項の規定による調停を打ち切ったときは、調停打切通知書(様式第62号)により紛争当事者に通知するものとする。

(紛争当事者の代表の選定)

第51条 市長は、必要があると認めるときは、紛争当事者に対して代表者を1人又は数人選定するよう求めることができる。

2 紛争当事者は、前項の規定による求めに応じて代表者を選定したときは、代表者選定届出書(様式第63号)により市長に届け出なければならない。

(手続の非公開)

第52条 あっせん又は調停の手続は、公開しない。ただし、紛争当事者双方の同意があった場合は、この限りでない。

#### 第6章 補則

(地位の承継の手続)

第53条 条例第29条第1項の規定による事前協議書の提出があった開発事業に係る事業者について、条例第65条に規定する相続等の一般承継があったときは、相続人等は、開発事業地位承継報告書(様式第64号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第65条に規定する相続等の一般承継によらず、条例第36条第1項の規定による事業計画審査願等の提出があった開発事業に係る事業者の地位を承継しようとする者は、開発事業地位承継承認申請書(様式第65号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を開発事業地位承継承認通知書(様式第66号)により通知するものとする。

(委任)

第54条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

2 この規則施行後、初めて招集される調停委員会の会議は、第47条第5項の規定に係わらず、市長がこれを招集する。

附 則(平成20年規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第17号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

28 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和4年規則第4号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第14号、様式第19号及び様式第21号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の熱海市まちづくり条例施行規則の規定及び様式によりなされている申請その他の手続については、改正後の熱海市まちづくり条例施行規則の規定及び様式にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により提出されている申請書等は、この規則による改正後の様式により提出された申請書等とみなす。

附 則(令和4年規則第8号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(熱海市まちづくり条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 この規則の施行の際現に改正前の熱海市まちづくり条例施行規則の様式により提出されている申出書等は、改正後の熱海市まちづくり条例施行規則の相当する様式により提出された申出書等とみなす。

別表第1(第41条関係)

(平20規則39・平26規則21・一部改正)

開発事業の基準

	種別	基準
--	----	----

1	駐車施設	<p>(1) 条例別表第3の5の項ただし書の規則で定める地域は、市長が別に告示する路線に接する施行区域とする。</p> <p>(2) 条例別表第3の5の項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 共同住宅の1階(前号に規定する路線に接する階層をいう。)又はその2階に店舗、商業施設等の集客施設を設置し、かつ、共同住宅の総戸数の20パーセントに12.5平方メートルを乗じて得た面積以上とする。</p> <p>イ アに規定する面積が50平方メートルに満たない場合は、その面積を50平方メートル以上とする。</p> <p>(3) 旅館、ホテル及び保養施設等の宿泊施設で、敷地の形状、建築物の構造等により施行区域内に駐車施設の設置が困難であると特に市長が認めるときは、設置場所について市長との協議により定めること。</p>								
2	建築行為を伴わない土地利用に関する措置	<p>(1) 条例別表第3の6の項第1号に規定する緑化は、次の表に定める基準による。</p> <table border="1" data-bbox="464 510 1449 689"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>接道緑化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風致地区</td> <td>70パーセント以上</td> </tr> <tr> <td>観光商業集積区域外(風致地区を除く)</td> <td>60パーセント以上</td> </tr> <tr> <td>観光商業集積区域内</td> <td>30パーセント以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 接道緑化率とは、施行区域が道路に接する部分の長さに対し、その接する部分を緑化する長さの割合をいう。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、敷地の形状等により前号の基準によることが困難であると特に市長が認めるときは、市長との協議により定める基準による。</p> <p>(3) 条例別表第3の6の項第2号に規定する緑地は、原則として施行区域内の外周に設置すること。</p> <p>(4) 条例別表第3の6の項第3号に規定する管理標識は、様式第67号とし、施行区域の見やすい場所に設置すること。</p>	区分	接道緑化率	風致地区	70パーセント以上	観光商業集積区域外(風致地区を除く)	60パーセント以上	観光商業集積区域内	30パーセント以上
区分	接道緑化率									
風致地区	70パーセント以上									
観光商業集積区域外(風致地区を除く)	60パーセント以上									
観光商業集積区域内	30パーセント以上									
3	賑わい再生基準	<p>(1) 条例別表第3の8の項第5号の規則で定める地域は、市長が別に告示する路線に接する施行区域とする。</p> <p>(2) 条例別表第3の8の項第7号の規則で定める遊泳施設は、水又は温水を溜めたプールで水泳等をするスポーツ・レクリエーション施設をいう。ただし、建替え等により既存の施設を存続して使用する場合を除く。</p>								
4	その他	<p>(1) 切土高及び盛土高の合計は、原則として15メートル以内とすること。ただし、風致地区にあつては、幹線道路を除き原則として5メートル以内とすること。</p> <p>(2) 造成工事により生じる周辺の河川又は沿岸等に影響を及ぼす汚泥水、土砂等の流出に関する防止対策は次によること。</p> <p>ア 土砂流出防止施設は原則として砂防堰堤とし、土砂量の算出方法及び砂防堰堤の構造は熱海市開発事業技術基準(以下「技術基準」という。)により設置すること。ただし、地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、技術基準により沈砂池を設置すること。</p> <p>イ 工事施工中における仮設沈砂池、仮設板柵工等の防災施設設計については、市長と協議すること。</p> <p>(3) 開発事業の施行区域が国立公園特別地域を含む場合においては、当該地域と接する施行区域の境界線から原則として50メートル以内の施行区域は造成しないこと。ただし、道路と接する施行区域については、市長と協議し定めること。</p> <p>(4) 宅地分譲を目的とする開発事業においては、施行区域内の外周の部分(道路部分は除く。)及び施行区域内の道路に接する部分(間口部分を除く。)には、緑地帯(石積み、法面等を除く。)を設置し、かつ、中高木樹種を植栽すること。</p>								

別表第2(第42条関係)

(平20規則39・一部改正)

公共施設及び公益施設の整備基準

	種別	基準
--	----	----

1	道路	<p>(1) 条例別表第2の1の項第3号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 舗装、歩道その他の道路の構造については、道路構造令(昭和45年政令第320号)及び技術基準によること。</p> <p>イ 地下埋設物の布設(水道、下水道、ガス等の取出しを含む。)については、道路工事の完了時まで完了させることとし、市長は原則として、工事完了後1年間当該道路の掘削の許可をしないものとする。</p> <p>ウ 開発区域及びその周辺の交通安全のため必要であると市長が認める箇所に交通安全施設(ガードレール、カーブミラー、街灯、道路区画線等をいう。以下同じ。)を設置すること。この場合において、交通安全施設を設置するときは、道路管理者の指示に従い施工すること。</p> <p>エ ウの規定による交通安全施設の帰属及び管理については、道路管理者と協議し、適切な措置を講ずること。</p> <p>(2) 道路法第2条第1項に規定する道路から施行区域内に車両が進入する場合の進入口は、原則として1箇所とする。ただし、敷地の形状、建築物の構造等により進入に支障をきたすと認められ、かつ、安全性を確保できる場合には、道路管理者と協議し、進入口を2箇所とすることができる。</p> <p>(3) 施行区域に接する建築基準法第42条第2項に規定する道路の幅員は、原則として4メートルとすること。ただし、障害物、階段等により車両の通行ができない道路の幅員については、その中心線から水平距離で2メートル以上とすること。</p>
2	公園等	<p>条例別表第2の2の項に規定する公園等は、同項に定めるもののほか、次に掲げる基準により整備するものとする。</p> <p>(1) 利用者の有効な利用が図れる位置に設置すること。</p> <p>(2) 原則として、幅員4メートル以上の道路に5メートル以上接すること。</p> <p>(3) 形状については、原則として矩形とすること。</p> <p>(4) 公園等の出入口、園路、傾斜路、階段等については、静岡県福祉のまちづくり条例(平成7年静岡県条例第47号)に準じ、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>(5) 公園等の敷地内には、ベンチ等の休憩施設を設置するものとし、静岡県福祉のまちづくり条例に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>(6) 開発区域内に既存樹木がある場合は、原則として当該既存樹木を保全し、又は公園等の整備に活用すること。</p> <p>(7) 公園等に設ける樹木等の種類については、市長と協議し、定めること。</p>
3	排水施設	<p>条例別表第2の5の項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 自然水と生活污水等に区分し、排水系統を明確にすること。</p> <p>(2) 排水施設の設計は、技術基準によること。</p> <p>(3) 放流先の排水能力、利水の状況等を勘案し、適切な排水ができる河川、水路その他の公共の水域(以下「公共の水域」という。)に接続すること。</p> <p>(4) 放流先の排水能力が不足し、又は未整備の公共の水域と市長が認める場合には、河川管理者と協議し、事業者の負担において公共の水域を改修すること。</p> <p>(5) 前号の公共の水域の改修ができないと市長が認めるときは、技術基準により調整池を設置すること。ただし、調整池を設置する場合においては、下流の公共の水域の流下能力が年超過確率降雨量の1分の1に対して不足する場合は、その不足分を改修すること。</p> <p>(6) 排水施設の構造は、原則として開渠とすること。ただし、やむを得ず暗渠とする場合は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 流木等の除去作業が容易となる断面とする。</p> <p>イ 幹線の最小径は、原則として1,000ミリメートル以上とする。</p> <p>ウ 支線の最小径は250ミリメートル以上とする。</p> <p>エ 屈曲点及び各排水の合流点にマンホールを設置する。</p>
4	消防施設等	<p>(1) 条例別表第2の6の項第5号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 防災行政無線(以下「防災無線」という。)の受信に支障を及ぼすおそれがある場合は、開発事業区域内に防災無線の屋外受信施設を設置すること。</p> <p>イ 共同住宅等においては、管理人室等に防災無線の個別受信機を設置すること。ただし、アに規定する施設を設置した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 条例別表第2の6の項第6号の規則で定める基準は、別に定める消防施設等設置基準によること。</p>

5	ごみ集積施設等	<p>条例別表第2の8の項の規則で定める基準は、周辺の住宅の位置、道路の形状等を勘案し、次に掲げるところにより設置すること。</p> <p>(1) 共同住宅の建築を目的とする開発事業</p> <p>ア ごみ集積施設の面積は、戸数が10戸以下の場合には3平方メートル以上とし、戸数が10戸を超える場合には3平方メートルに0.2平方メートルに10戸を超える部分の数を乗じて得た面積を加算した面積以上とすること。</p> <p>イ ごみ集積施設の構造は、原則として次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 天井の高さは、2メートル以上とする。</p> <p>(イ) 土間コンクリートを施工する。</p> <p>(ウ) 周囲の3方をコンクリート等で囲い、1方を引き違い戸等とする。</p> <p>ウ 給排水設備を設けること。</p> <p>エ ごみ集積施設の設置場所は、当該共同住宅又は共同住宅の敷地内とし、収集作業に支障を生じないように配慮すること。</p> <p>オ ごみ集積施設には、収集曜日、分別方法等を記載した標示板を設置すること。</p> <p>(2) 共同住宅以外の住宅の建築を目的とする開発事業</p> <p>ア ごみ集積施設の面積は、戸数が10戸以下の場合には3平方メートル以上とし、戸数が10戸を超える場合には3平方メートルに0.2平方メートルに10戸を超える部分の数を乗じて得た面積を加算した面積以上とすること。</p> <p>イ ごみ集積施設の構造は、原則として次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 天井の高さは、2メートル以上とする。</p> <p>(イ) 土間コンクリートを施工する。</p> <p>(ウ) 周囲の3方をコンクリート等で囲い、1方を引き違い戸等とする。</p> <p>ウ ごみ集積施設の設置場所は、交差点又は横断歩道の側端から5メートル以上の距離を確保し、収集車両の通行及び収集作業が安全かつ容易にできる位置で、一般車両及び歩行者の通行に支障がない位置とすること。</p> <p>エ ごみ集積施設の数は、当該住宅の立地状況を勘案し、概ね20戸につき1箇所の割合で設置すること。</p> <p>オ ごみ集積施設には、収集曜日、分別方法等を記載した標示板を設置すること。</p>
6	防犯灯	<p>条例別表第2の9の項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 原則として、施行区域内及び施行区域周辺の道路の30メートル以内ごとに蛍光灯を1基設置すること。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、交差点又は主要な道路の30メートル以内ごとに水銀灯を1基設置すること。</p>

様式第1号(第4条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第1号(第4条関係)

まちづくり専門家派遣申請書

年 月 日

熱海市長 あて

協議会等の名称  
住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例施行規則第4条第1項の規定により、まちづくり専門家の派遣を申請します。

派遣を受ける 目的及び内容	
派遣を希望する 回数及び日程	
派遣を希望する場所等	
派遣を希望する まちづくり専門家	
備 考	

様式第2号(第4条関係)

(平28規則2・一部改正)

様式第2号(第4条関係)

まちづくり専門家派遣決定通知書

第 号

年 月 日

様

熱海市長

年 月 日付けで申請のあったまちづくり専門家の派遣については、熱海市まちづくり条例施行規則第4条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 派遣します <input type="checkbox"/> 派遣しません (理由: )
派 遣 す る 日 程 等	
派 遣 す る 会 場	
派 遣 を 希 望 す る ま ち づ くり 専 門 家	
派 遣 業 務 の 内 容	
備 考	

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第3号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

まちづくり専門家派遣依頼書

第 号

年 月 日

様

熱海市長

熱海市まちづくり条例施行規則第4条第3項の規定により、まちづくり専門家の派遣を依頼します。

派遣を希望する回数及び日程	
派遣を希望する会場	
派遣先の協議会等	
派遣業務の内容	
備 考	

様式第4号(第4条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第4号(第4条関係)

まちづくり専門家派遣実績報告書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例施行規則第4条第7項の規定により、まちづくり専門家の派遣により得られた成果について、次のとおり報告します。

日	時	
場	所	
参 加 者 数		
派 遣 概 要		
成 果 等		
次 回 の 予 定		
まちづくり協議会 確 認 欄	確認者の住所、氏名 住所 氏名	

様式第5号(第4条関係)

(平28規則2・一部改正)

様式第5号(第4条関係)

まちづくり専門家派遣決定取消通知書

第 号

年 月 日

様

熱海市長

年 月 日付けで決定しましたまちづくり専門家の派遣については、熱海市まちづくり条例施行規則第4条第12項の規定により、次のとおり取り消しましたので通知します。

派遣先の名称等	
取消年月日	年 月 日
取消理由	
備考	

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第6号(第5条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第6号(第5条関係)

まちづくり専門家登録申請書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号  
生年月日

熱海市まちづくり条例施行規則第5条第2項の規定により、まちづくり専門家としての登録を申請します。

専 門 分 野	
最 終 学 歴	卒業年 年
資 格	
主な経歴や活動	
所 属 企 業 等	名 称 所 在 地 電 話 番 号
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 資格を証明するもの(写し) <input type="checkbox"/> 所属会社の登録承認書(任意様式) <input type="checkbox"/> その他参考資料
そ の 他	・昼間の連絡先、メールアドレス等

様式第7号(第5条関係)

(平28規則2・一部改正)

様式第7号(第5条関係)

まちづくり専門家登録決定通知書

第 号

年 月 日

様

熱海市長

年 月 日付けで申請のあったまちづくり専門家の登録については、熱海市まちづくり条例施行規則第5条第3項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 登録します <input type="checkbox"/> 登録しません。(理由: )
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
備 考	

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第8号(第5条関係)

(平28規則2・一部改正)

様式第8号(第5条関係)

まちづくり専門家登録取消通知書

第 号

年 月 日

様

熱海市長

年 月 日付けで決定しましたまちづくり専門家の登録については、熱海市まちづくり条例施行規則第5条第5項の規定により、次のとおり取り消しましたので通知します。

取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	
備 考	

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第9号(第6条関係)

(令4規則4・一部改正)



様式第10号(第7条関係)

地区まちづくり協議会認定通知書

第 号  
年 月 日

様

熱海市長

年 月 日付けで申請のあった地区まちづくり協議会の認定については、熱海市まちづくり条例第10条第3項の規定により、次のとおり認定しましたので通知します。

認定区分	<input type="checkbox"/> 認定します <input type="checkbox"/> 認定しません。(理由: )
登録番号	
協議会の名称	
協議会の所在地	
登録年月日	年 月 日
備考	

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第11号(第7条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第11号(第7条関係)

地区まちづくり協議会申請内容変更届出書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
代表者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例施行規則第7条第2項の規定により、地区まちづくり協議会の申請内容について、次のとおり変更しましたので届け出ます。

登 録 番 号		
協 議 会 の 名 称		
協 議 会 の 所 在 地		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
添 付 書 類		

様式第12号(第9条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第12号(第9条関係)

地区まちづくり協定申出書

年 月 日

熱海市長 あて

団体名  
登録番号  
住 所  
代表者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例第11条第1項の規定により、当協議会の地区まちづくり計画の内容とする協定を市と締結するよう申し出ます。

地区まちづくり計画の名称	
地区まちづくり計画の面積	m <sup>2</sup>
地区まちづくり区域内の権利者の総数	人
地区まちづくり区域内の権利者の内、同意を得た者の総数	人
地区まちづくり区域内の土地のうち、同意を得た者の土地の総地積及び借地権の目的となっている土地の総地積のうち、同意を得た者の土地の地積の合計	m <sup>2</sup>
同意の内容	
申請の内容	
添付書類	<input type="checkbox"/> 地区まちづくり計画書 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 同意書(様式第13号) <input type="checkbox"/> 地区まちづくり計画区域内名簿(様式第14号) <input type="checkbox"/> 区域図 <input type="checkbox"/> 公図 <input type="checkbox"/> その他( )

様式第13号(第9条関係)

様式第13号(第9条関係)

同 意 書

年 月 日

熱海市長 あて

熱海市まちづくり条例第11条第1項第2号の規定により、下記の内容について、同意します。

同意の内容	
地区まちづくり 計画の名称	
地区まちづくり 計画の面積	

様式第14号(第9条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第14号(第9条関係)

地区まちづくり計画区域内名簿

年 月 日

番号	氏 名	該当区分(該当するもの全てに○をしてください。)				生 年 月 日
	住 所					同 意 署 名 欄
		18歳以上	事業を営む者	土 地所有者 ( m <sup>2</sup> )	建築物所有者	
		18歳以上	事業を営む者	土 地所有者 ( m <sup>2</sup> )	建築物所有者	
		18歳以上	事業を営む者	土 地所有者 ( m <sup>2</sup> )	建築物所有者	
		18歳以上	事業を営む者	土 地所有者 ( m <sup>2</sup> )	建築物所有者	
		18歳以上	事業を営む者	土 地所有者 ( m <sup>2</sup> )	建築物所有者	
		18歳以上	事業を営む者	土 地所有者 ( m <sup>2</sup> )	建築物所有者	
		18歳以上	事業を営む者	土 地所有者 ( m <sup>2</sup> )	建築物所有者	
		18歳以上	事業を営む者	土 地所有者 ( m <sup>2</sup> )	建築物所有者	

名簿は、地区まちづくり計画の区域内の地区住民等全てについて記入してください。  
 同意署名欄は、地区まちづくり計画の内容に同意する人だけ署名又は記名押印してください。  
 ※該当区分は、名簿提出日の属する年の1月1日現在の状態で記入してください。

様式第15号(第10条関係)  
 (令4規則4・一部改正)



様式第16号(第11条関係)

テーマ型まちづくり協議会認定申請書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
代表者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例第14条第2項の規定により、テーマ型まちづくり協議会の認定を申請します。

協 議 会 の 概 要	名 称	
	所 在 地	
	設立年月日	年 月 日
	構成員の数	人
	活動の目的	
	活動の地区	
活動の予定		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 団体の規約 <input type="checkbox"/> 団体の事業活動計画書 <input type="checkbox"/> 団体の対象地区を示す図面 <input type="checkbox"/> 団体の構成員名簿 <input type="checkbox"/> その他( )	

様式第17号(第12条関係)

(平28規則2・一部改正)

様式第17号(第12条関係)

テーマ型まちづくり協議会認定通知書

第 号  
年 月 日

様

熱海市長

年 月 日付けで申請のあったテーマ型まちづくり協議会の認定については、熱海市まちづくり条例第14条第3項の規定により、次のとおり認定しましたので通知します。

認定区分	<input type="checkbox"/> 認定します <input type="checkbox"/> 認定しません (理由: )
登録番号	
協議会の名称	
協議会の所在地	
登録年月日	年 月 日
備考	

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第18号(第12条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第18号(第12条関係)

テーマ型まちづくり協議会申請内容変更届出書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
代表者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例施行規則第12条第2項の規定により、テーマ型まちづくり協議会の申請内容について、次のとおり変更しましたので届け出ます。

登 録 番 号		
協 議 会 の 名 称		
協 議 会 の 所 在 地		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
添 付 書 類		

様式第19号(第13条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第19号(第13条関係)

テーマ型まちづくり計画提案書

年 月 日

熱海市長 あて

団体名  
登録番号  
住 所  
代表者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例第15条第1項の規定により、当協議会のテーマ型まちづくり計画をまちづくり基本計画に定めるべき事項として提案します。

テーマ型まちづくり計画の名称	
熱海市内に住所を有する18歳以上の者で同意を得たものの総数	
計画の概要	
添付書類	<input type="checkbox"/> テーマ型まちづくり計画書 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 区域図 <input type="checkbox"/> 同意書(様式第20号) <input type="checkbox"/> テーマ型まちづくり計画同意者名簿(様式第21号) <input type="checkbox"/> その他( )
備考	

様式第20号(第13条関係)

様式第20号(第13条関係)

同 意 書

年 月 日

熱海市長 あて

熱海市まちづくり条例第15条第1項第1号の規定により、下記の内容について、同意します。

同 意 の 内 容	
テーマ型まちづくり 計 画 の 名 称	
テーマ型まちづくり 計 画 の 面 積	

様式第21号(第13条関係)

(令4規則4・全改)



様式第22号(第14条関係)

意 見 書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例第16条第4項の規定により、意見書を提出します。

案 件 名	
意見の区分	<input type="checkbox"/> 賛 成 <input type="checkbox"/> 反 対 <input type="checkbox"/> その他
意見の内容	

様式第23号(第15条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第23号(第15条関係)

都 市 計 画 提 案 書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
代表者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例第20条第1項の規定により、都市計画の決定又は変更について提案  
します。

都市計画の種類	
名 称	
位 置	
面 積	
提 案 の 内 容	
提 案 の 理 由	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 都市計画の素案(総括図、位置図及び計画書) <input type="checkbox"/> 都市計画法第21条の2第3項第2号の同意を得たことを証する書類 <input type="checkbox"/> 関係図書(区域図、周辺関係図、参考図等) <input type="checkbox"/> まちづくり基本計画に適合する旨の検討書 <input type="checkbox"/> 周辺環境に及ぼす影響及びその影響への対策に関する書類 <input type="checkbox"/> 土地所有者等への説明経過書 <input type="checkbox"/> 提案資格を有することを証する書類 <input type="checkbox"/> その他( )

様式第24号(第16条関係)

(平20規則39・令4規則4・一部改正)

様式第24号(第16条関係)

意 見 書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例

- 第22条第2項の規定
- 第23条第2項の規定
- 第27条第2項の規定
- 第28条第2項の規定

により、意見書を提出します。

案 件 名	
意 見 の 区 分	<input type="checkbox"/> 賛 成 <input type="checkbox"/> 反 対 <input type="checkbox"/> そ の 他
意 見 の 内 容	

様式第25号(第18条関係)

(平20規則39・令4規則4・一部改正)

様式第25号(第18条関係)

地区計画等に関する都市計画の申出書

年 月 日

熱海市長 あて

団体名  
住 所  
代表者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例第25条第1項の規定により、地区計画等に関する都市計画を申し出ます。

申 出 の 区 分	<input type="checkbox"/> 地区計画等に関する都市計画の決定の申出 <input type="checkbox"/> 地区計画等に関する都市計画の変更の申出 <input type="checkbox"/> 地区計画等の案の内容となるべき事項
地区計画の種類	
名 称	
位 置	
面 積	
申 出 の 内 容	
申 出 の 理 由	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 地区計画の案の内容となるべき事項(総括図、位置図及び計画書) <input type="checkbox"/> 関係者等の同意書 <input type="checkbox"/> 関係図書(区域図、周辺関係図等) <input type="checkbox"/> まちづくり基本計画に適合する旨の検討書 <input type="checkbox"/> 土地所有者等への説明経過書 <input type="checkbox"/> その他( )

様式第26号(第19条関係)

(平20規則39・令4規則4・一部改正)

様式第26号(第19条関係)

開 発 事 業 事 前 協 議 書

年 月 日

熱海市長 あて

事業者 住 所  
氏 名  
電話番号

協議代理者 住 所  
氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

開発事業番号	No. (※届出時に記入してください。)					
開発事業の名称						
施行区域の場所	熱海市					
施行区域の面積	m <sup>2</sup>		観光商業集積区域	内・外		
用途地域	<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種住居地域 <input type="checkbox"/> 第二種住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 無指定					
その他の地域地区						
指定建ぺい率	%		指定容積率	%		
開発事業の概要	宅地分譲	区画数	区画			
		区画面積	最大 m <sup>2</sup>	最小 m <sup>2</sup>	平均 m <sup>2</sup>	
	上記以外	主な用途				
		階数	地上 階	地下 階	高さ	m
		建ぺい率	%		容積率	%
		棟数	棟		戸数	戸
建築面積	m <sup>2</sup>		延床面積	m <sup>2</sup>		
事前協議担当者の氏名連絡先等	住所： 氏名： 電話番号：					
添付図書	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 開発事業の概要を示した図書(平面図・断面図・立面図・日影図・緑化計画図・排水計画図) <input type="checkbox"/> 公図写し <input type="checkbox"/> 現況及び周辺の写真 <input type="checkbox"/> 利害関係者名簿及びその範囲図 <input type="checkbox"/> 土地所有者の同意書(開発事業用地未取得のとき) <input type="checkbox"/> その他必要な図書					

※この開発事業事前協議書を提出した時は、速やかに施行区域に事前事業計画表示板を設置し、利害関係者に事業説明を行ってください。

様式第27号(第21条関係)

(平24規則4・一部改正)

様式第27号(第21条関係)

事前事業計画表示板						
開発事業番号	No.	開発事業事前協議書の届出日	年 月 日			
開発事業の名称						
施行区域の場所 熱海市						
施行区域の面積 $m^2$ 観光商業集積区域 内・外						
用途地域 指定建ぺい率 % 指定容積率 %						
建築物の概要	用途					
	建築面積	$m^2$	延床面積	$m^2$		
	構造		敷地面積	$m^2$		
開発事業の概要	宅地分譲	区画数	区画			
		区画面積	最大 $m^2$	最小 $m^2$	平均 $m^2$	
	上記以外	主な用途				
		階数	地上階、地下階	高さ	m	
説明会の開催 予定日等	日時	年 月 日 時 分から				
	場所					
事業者	(住所) (氏名)	電話番号				
協議代理人	(住所) (氏名)	電話番号				
設計者	(住所) (氏名)	電話番号				
表示板設置 年 月 日	年 月 日					
以上は、熱海市まちづくり条例第30条第1項の規定により記載したものです。						
事業計画表示板						
開発事業計画 審査願の提出日	年 月 日					土地利用計画図
開発事業事前 協議書からの 変更概要						
事業着手予定 年 月 日	年 月 日					
事業完成予定 年 月 日	年 月 日					
以上は、熱海市まちづくり条例第37条第1項の規定により記載したものです。						
(連絡先) 事業者 住所 氏名 担当者名 電話番号 備考：この標識は、熱海市まちづくり条例の規定により事業者が設置をするものです。						

(縦120センチメートル以上、横90センチメートル以上)

様式第28号(第22条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第28号(第22条関係)

説 明 会 報 告 書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
事業者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例 第30条第3項 第37条第3項 の規定により、説明会等について報告します。

開発事業番号	No.	開発事業事前協議書の届出日	年 月 日
開発事業の名称			
施行区域の場所	熱海市		
開催状況	開催日時	年 月 日 時 分	
	開催場所		
	周知方法		
	事業者側出席者名		
	利害関係者の出席状況	利害関係者 説明会出席者	名 名
開催結果の要旨	意見・要望等		
添付図書	<input type="checkbox"/> 説明会配布資料 <input type="checkbox"/> 説明会議事録 <input type="checkbox"/> 利害関係者範囲図 <input type="checkbox"/> 出席者名簿 <input type="checkbox"/> その他必要な図書		

様式第29号(第23条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第29号(第23条関係)

意 見 書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例第31条第1項の規定により、次のとおり意見書を提出します。

開 発 事 業 番 号	No.
開 発 事 業 の 名 称	
意 見 の 内 容	

※意見の内容は、要旨を明確に記述してください。

様式第30号(第24条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第30号(第24条関係)

回 答 書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
事業者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例第32条第1項の規定により、説明会で行われた意見について次のとおり回答します。

開発事業番号	No.	
開発事業の名称		
施行区域の場所	熱海市	
開催予定日時	年 月 日 (第 回)	
開催予定場所		
意見と回答	意 見	回 答

様式第31号(第25条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第31号(第25条関係)

公聴会開催請求書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
請求者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例第33条第1項の規定により、公聴会の開催を請求します。

開発事業番号	No.
開発事業の名称	
施行区域の場所	熱海市
署名者の数	人
申出の理由	
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 利害関係者 <input type="checkbox"/> 事業者

※請求者は、公聴会開催請求署名簿の連署代表者としてください。

※申出の理由は、要旨を明確に記述してください。

様式第32号の1(第25条関係)

様式第32号の1(第25条関係)

公 聴 会 開 催 請 求 署 名 簿	開 発 事 業 番 号
	No.
	開 発 事 業 の 名 称

様式第32号の2(第25条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第32号の2(第25条関係)

										の有効無効 の確認
										住 所
										生 年 月 日
										氏 名

備考 太線の枠内を記入してください。

様式第33号(第27条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第33号(第27条関係)

公 聴 会 公 述 申 出 書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例施行規則第27条の規定により、公聴会において次のとおり意見を公述したいので申し出ます。

開発事業番号	No.
開発事業の名称	
述べようとする 意見の内容	

※意見の内容は、要旨を明確に記述してください。

様式第34号(第31条関係)

(平28規則2・一部改正)

様式第34号(第31条関係)

指 導 書

第 号  
年 月 日

様

熱海市長

年 月 日付けで事前協議のあった開発事業については、熱海市まちづくり条例第35条第1項の規定により、次のとおり交付します。

開発事業番号	No.
開発事業の名称	
施行区域の場所	熱海市
指 導 内 容	

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第35号(第32条関係)

(平20規則39・令4規則4・令4規則8・一部改正)



熱海市長 あて

開発事業計画審査願

熱海市まちづくり条例第36条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業者等	事業者	住所(法人にあつては主たる事務所の所在地) 電話番号		氏名(法人にあつては名称及び代表者名)						
	協議代理者	住所(法人にあつては主たる事務所の所在地) 電話番号		氏名(法人にあつては名称及び代表者名)						
	設計者	住所(法人にあつては主たる事務所の所在地) 電話番号		氏名(法人にあつては名称及び代表者名)						
	工事施行者	住所(法人にあつては主たる事務所の所在地) 電話番号		氏名(法人にあつては名称及び代表者名)						
事業名称等	番号	No.								
	名称									
	目的	<input type="checkbox"/> 宅地分譲 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他( )								
	場所	熱海市								
	施行区域面積	m <sup>2</sup>								
都市計画等	開発行為該当の有無	有・無		観光商業集積区域	内・外					
	用途地域等	<input type="checkbox"/> 用途地域( ) <input type="checkbox"/> その他の地域地区( )		指定建ぺい率	%					
土地利用の現況と計画		宅地	農地	公 共 施 設 用 地				その他	合 計	
				道路	公園	緑地	水路	その他	小計	
	現況(m <sup>2</sup> ) (%)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
計画(m <sup>2</sup> ) (%)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

宅地	宅地分譲	区 画 数	区画		
		区 画 面 積	最大 m <sup>2</sup>	最小 m <sup>2</sup>	平均 m <sup>2</sup>

・建築物等の施設の概要	上記以外の場合	用途・構造			
		形態・色彩・意匠			
		工事種別	□新築 □増築・改築 □移転 □用途変更		
		階数	地上 階 地下 階		
		高さ	最高 m		
		建ぺい率	%	容積率	%
			計画部分	既存部分	合計
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		容積率対象床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		棟数	棟	戸数	戸
		住戸規模	最大 m	最小 m <sup>2</sup>	平均 m <sup>2</sup>
		付属工作物	□有( )□無		
工事期間	着手予定日 年 月 日～完了予定日 年 月 日				
開発事業の計画内容	公共施設	道 路	施行区域内道路		
			前面道路		
			交通安全施設等		
	及び 公益施設	公園等			
		水道施設			
		下水道施設			
		排水施設			
		消防施設	消火栓・防火水槽・水利標識等の設置		
			その他		
		防災資機材倉庫等			
ごみ集積施設等					
防犯灯					

開 発 事 業 の 計 画 内 訳	開 発	施行区域内の緑化		
		まちづくり空地		
		駐 車 施 設		
	事 業	土 地 利 用 に 関 する 措 置	接 道 緑 化	
			施 行 区 域 内 の 緑 化	
			管 理 標 識	
	の 計 画 内 訳	販 わ い 再 生	各 戸 専 有 面 積	
			集 会 所	
			ランドリースペース・浴室乾燥機室	
			収納スペース	
			集客施設	
			ベランダ等への 空 間 創 出	
	防 犯 対 策 ( 条 例 第 5 3 条 関 係 )			
他法令による 手続関係				
添 付 図 書		<input type="checkbox"/> 委任状(協議代理者がある場合) <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 土地明細書 <input type="checkbox"/> 利害関係者名簿・範囲図面 <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 敷地求積図 <input type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図 <input type="checkbox"/> 敷地縦、横断面図 <input type="checkbox"/> 雨水等排水系統図 <input type="checkbox"/> 排水計算書  ※建築行為を伴うとき <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 各階平面図 <input type="checkbox"/> 立面図		
		<input type="checkbox"/> 排水施設構造図 <input type="checkbox"/> 給水系統図 <input type="checkbox"/> 植栽計画図 <input type="checkbox"/> 防災施設計画図(配置図・構造図) <input type="checkbox"/> 造成計画平面図 <input type="checkbox"/> 土量計算書 <input type="checkbox"/> 残土処理計画書(残土があるときのみ) <input type="checkbox"/> 土地所有者の計画同意書 (開発事業用地未取得のとき) <input type="checkbox"/> 指導書に対する見解書 <input type="checkbox"/> その他必要な図書  <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 日影図 <input type="checkbox"/> その他必要な図書		

※この開発事業計画審査願を提出した時は、速やかに事業計画表示板に必要な事項を記載してください。

様式第36号(第32条関係)

指導書に対する見解書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例第36条第1項の規定により、次のとおり提出します。

開発事業番号	No.
開発事業の名称	
施行区域の場所	熱海市
指 導 書 の 内 容	指 導 書 に 対 す る 見 解

様式第37号(第33条関係)

(平24規則4・平28規則2・一部改正)

様式第37号(第33条関係)

審査基準適合通知書

第 号  
年 月 日

様

熱海市長

年 月 日付で申請のあった次の開発事業は、熱海市まちづくり条例第38条に規定する開発事業に係る基準に適合しているため、同条例第39条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、通知します。

開発事業番号	No.
開発事業の名称	
開発事業の目的	<input type="checkbox"/> 宅地分譲 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他( )
施行区域の場所	熱海市
施行区域の面積	m <sup>2</sup>

※工事着手前に工事協定を締結すると共に、開発事業工事着手届を提出すること。防災工事終了後に中間検査を受けること。

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第38号(第33条関係)

(平28規則2・一部改正)

様式第38号(第33条関係)

事業計画補正通知書

第 号  
年 月 日

様

熱海市長

年 月 日付けで申請のあった次の開発事業は、熱海市まちづくり条例第38条に規定する開発事業に係る基準に適合していないので、同条例第39条第2項の規定により、補正するための措置を講ずることを通知します。

開発事業番号	No.
開発事業の名称	
施行区域の場所	熱海市
補正内容	
補正期限	年 月 日

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第39号(第33条関係)

(平24規則4・平28規則2・一部改正)

様式第39号(第33条関係)

審査基準不適合通知書

第 号  
年 月 日

様

熱海市長

年 月 日付けで補正措置を通知した次の開発事業については、期限までに補正がされなかったため、熱海市まちづくり条例第39条第4項の規定により通知します。

開発事業番号	No.
開発事業の名称	
施行区域の場所	熱海市
不適合理由	

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第40号(第33条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第40号(第33条関係)

補正通知回答書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
事業者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例施行規則第33条第3項の規定により、開発事業計画の補正通知について次のとおり回答します。

開発事業番号		
開発事業の名称		
施行区域の場所	熱海市	
	補正前	補正後
補 正 し た 内 容		

※添付図書  補正した内容が分かる図書

様式第41号(第34条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第41号(第34条関係)

開発事業計画変更届出書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
事業者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例第40条第1項の規定により、開発事業の変更について次のとおり届け出ます。

開発事業番号	No.	
開発事業の名称		
施行区域の場所	熱海市	
	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		

※添付図書 変更した内容が分かる図書

※変更の内容は、熱海市まちづくり条例施行規則第34条に掲げる事項について記載してください。

様式第42号(第34条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第42号(第34条関係)

開発事業計画変更審査願

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
事業者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例第40条第2項の規定により、開発事業の変更について次のとおり申請します。

開発事業番号	No.
開発事業の名称	
施行区域の場所	熱海市
	変 更 後
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

※添付図書 変更した内容が分かる図書

※変更の内容は、熱海市まちづくり条例施行規則第34条に掲げる事項について記載してください。

様式第43号(第34条関係)

(平28規則2・一部改正)

様式第43号(第34条関係)

審査基準再適合通知書

第 号  
年 月 日

様

熱海市長

年 月 日付けで変更のあった次の開発事業は、熱海市まちづくり条例第38条に規定する開発事業に係る基準に適合しているので通知します。

開発事業番号	No.
開発事業の名称	
開発事業の目的	<input type="checkbox"/> 宅地分譲 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他( )
施行区域の場所	熱海市
施行区域の面積	m <sup>2</sup>

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第44号(第36条関係)

(令4規則4・令4規則8・一部改正)

様式第44号(第36条関係)

開発事業工事着手届出書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
事業者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例第44条第3項の規定により、工事に着手したので届け出ます。

開発事業番号	No.		
開発事業の名称			
施行区域の場所	熱海市		
施行区域の面積	㎡	観光商業集積区域	内・外
開発基準適合通知書等の 交付年月日	第 号	年 月 日	
協定締結年月日	年 月 日		
工事着手年月日	年 月 日		
工事完了予定年月日	年 月 日		
工事 施行者	氏 名		
	住 所		
	連 絡 先	電話番号	
工事 監督者 等	監督者氏名	電話番号	
	現場代理人	電話番号	
	緊急連絡先	電話番号	

※添付図書  工事工程表  
 工事協定書(写)

様式第45号(第36条関係)

(平24規則4・令4規則4・令4規則8・一部改正)

様式第45号(第36条関係)

開発事業工事完了届出書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
事業者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例第44条第5項の規定により、工事が完了したので届け出ます。

開発事業番号	No.		
開発事業の名称			
施行区域の場所	熱海市		
施行区域の面積	m <sup>2</sup>	観光商業集積区域	内・外
開発基準適合通知書等の 交付年月日	第 号	年 月 日	
工事着手年月日	年 月 日		
工事完了年月日	年 月 日		
工事施行者氏名・住所	電話番号		
工事監督者氏名・住所	電話番号		

※添付図書  工事完成写真

(着手前と完成後が対比できるもの。また、全体の概要が分かるもの。配筋  
写真等は不要。)

他法令等の完了検査合格書の写し

完成図面(開発事業計画審査願と内容が異なっている場合)

様式第46号(第36条関係)

(平24規則4・令4規則4・一部改正)

様式第46号(第36条関係)

開発事業工事(中断・廃止)届出書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
事業者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例第44条の2第1項の規定により、開発事業に関する工事を(中断・廃止)するので届け出ます。

開発事業番号	No.		
開発事業の名称			
施行区域の場所	熱海市		
施行区域の面積	㎡	観光商業集積区域	内・外
開発基準適合通知書等の交付年月日	第 号	年 月 日	
協定締結年月日	年 月 日		
工事着手年月日	年 月 日		
工事(中断・廃止)年月日	年 月 日		
(中断・廃止)する理由			
工事の進行状況			
緊急連絡先	氏 名		
	住 所		
	電 話 番 号		

- ※添付図書 (中断のとき)  工事中断時の現況図及び現況写真  
 工事中断期間中の防災工事の計画図書  
(廃止のとき)  廃止しようとする時点における土地の現況図及び現況写真  
 事業の廃止に伴う従前の公共施設の回復計画書  
 事業の廃止に伴う防災工事計画図書

様式第47号(第36条関係)

(平24規則4・令4規則4・令4規則8・一部改正)

様式第47号(第36条関係)

防 災 工 事 完 了 届

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
事業者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例第44条の2第2項の規定により防災工事が完了し、及び第44条の2第3項の規定により開発事業に関する工事を(中断・廃止)したので届け出ます。

開 発 事 業 番 号	No.		
開 発 事 業 の 名 称			
施 行 区 域 の 場 所	熱海市		
施 行 区 域 の 面 積	m <sup>2</sup>	観光商業集積区域	内 ・ 外
開発基準適合通知書等の 交 付 年 月 日	第 号	年	月 日
防災工事完了年月日	年	月	日
防 災 工 事 の 内 容	道 路 等		
	排 水 施 設		
	そ の 他		
工 事 施 行 者	氏名	電話番号	
	住所		
工 事 監 督 者	氏名	電話番号	
	住所		
確認状況	確認年月日	年 月 日	
	確認者氏名		

(注)太枠欄は記入しないでください。

※添付図書 防災施設の完成写真  
防災工事完了時の平面図

様式第48号(第37条関係)

(令4規則4・令4規則8・一部改正)

様式第48号(第37条関係)

(中間・完了)検査申出書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
事業者 氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例第45条第1項の規定により、開発事業に関する工事の(中間・完了)検査を受けたいので申し出ます。

開 発 事 業 番 号	No.		
開 発 事 業 の 名 称			
施 行 区 域 の 場 所	熱海市		
施 行 区 域 の 面 積	m <sup>2</sup>	観光商業集積区域	内 ・ 外
工 事 施 行 者	氏 名		
	住 所		
	電 話 番 号		
現 場 監 督 者	監 督 者 氏 名		
	現 場 代 理 人		
	電 話 番 号		
工 事 完 了 ( 予 定 ) 年 月 日	年 月 日		
検 査 年 月 日	年 月 日		

(注)太枠欄は記入しないでください。

※添付図書 (中間検査のとき) 検査を受ける施設に関する図書  
(完了検査のとき) 完成図書(完成図面、写真等)

様式第49号(第37条関係)

(平28規則2・令4規則8・一部改正)

様式第49号(第37条関係)

完了検査適合通知書

第 号  
年 月 日

様

熱海市長

熱海市まちづくり条例第45条第2項の規定により、開発事業に関する工事完了検査をした結果、適合していると認めたので通知します。

開発事業番号	No.
開発事業の名称	
開発事業の目的	<input type="checkbox"/> 宅地分譲 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他( )
施行区域の場所	熱海市
施行区域の面積	m <sup>2</sup>
事業者	氏名
	電話番号
工事施行者	住所
	氏名
工事監督者	電話番号
	住所
検査の状況	検査年月日
	年 月 日
	検査者氏名

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第50号(第37条関係)

(平28規則2・一部改正)

様式第50号(第37条関係)

完了検査結果是正通知書

第 号  
年 月 日

様

熱海市長

熱海市まちづくり条例第45条第2項の規定により、次のとおり是正をするよう通知します。

開発事業番号	No.	
開発事業の名称		
開発事業の目的	<input type="checkbox"/> 宅地分譲 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他( )	
施行区域の場所	熱海市	
施行区域の面積	m <sup>2</sup>	
是正内容		
是正期限	年 月 日	
検査の状況	検査年月日	年 月 日
	検査者氏名	

(注)太枠欄は、記入しないで下さい。

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第51号(第38条関係)

(令4規則8・全改)

様式第51号(第38条関係)

(表)

第 号 立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書			
職名			写真
氏名			
生年月日	年 月 日生		
	年 月 日交付		
	年 月 日限り有効		
熱海市長			印

(裏)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令等の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令等の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令等の条項	該当の有無

※「該当の有無」欄については、立入検査等の職権を有するものには「○」を、有しないものには「-」を記載

様式第52号(第39条関係)

(平28規則2・令4規則8・一部改正)

様式第52号(第39条関係)

勅 告 書

第 号  
年 月 日

様

熱海市長

熱海市まちづくり条例第47条の規定により、次のとおり工事の(停止・中止・その他の措置)を勅告します。

勅告の区分	<input type="checkbox"/> 工事の停止 <input type="checkbox"/> 工事の中止 <input type="checkbox"/> その他の措置
開発事業番号	No.
開発事業の名称	
施行区域の場所	熱海市
事業者	氏名
	住所
工事施行者	氏名
	住所
勅告理由	
勅告内容	

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第53号(第40条関係)

(平28規則2・一部改正)

様式第53号(第40条関係)

命 令 書

第 号  
年 月 日

様

熱海市長

熱海市まちづくり条例第48条第1項の規定により、工事の停止若しくは中止又は是正の措置を講ずることを命じます。

命 令 の 区 分	<input type="checkbox"/> 工事の停止 <input type="checkbox"/> 工事の中止 <input type="checkbox"/> 是正の措置
開 発 事 業 番 号	No.
開 発 事 業 の 名 称	
施 行 区 域 の 場 所	熱海市
事 業 者	氏名
	住所
命 令 理 由	
命 令 内 容	
是 正 期 限	年 月 日

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第54号(第44条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第54号(第44条関係)

あ っ せ ん 申 出 書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例第60条第1項の規定により、あっせんを申し出ます。

開発事業番号	No.
開発事業の名称	
施行区域の場所	熱海市
あっせんを 求める相手方の 氏名及び住所	氏名
	住所
あっせんを 求める事項	
交渉経過の概要	
その他参考と なる事項	

※申出者が複数の場合は、名簿を添付し連署代表者が申し出てください。

様式第55号(第44条関係)

(平28規則2・一部改正)

様式第55号(第44条関係)

あっせん決定通知書

第 号  
年 月 日

様

熱海市長

年 月 日付けで申出のあったあっせんについては、熱海市まちづくり条例施行規則第44条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

決定の区分	<input type="checkbox"/> あっせんを行います <input type="checkbox"/> あっせんを行いません(理由： )
開発事業番号	No.
開発事業の名称	
施行区域の場所	熱海市
あっせんの相手方の氏名及び住所	氏名
	住所
あっせんを行う日時	年 月 日 午前・午後 時 分
あっせんを行う場所	

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第56号(第46条関係)

(平28規則2・一部改正)

様式第56号(第46条関係)

あっせん打切通知書

第 号  
年 月 日

様

熱海市長

年 月 日付けで決定したあっせんについては、熱海市まちづくり条例第60条第5項の規定により、次のとおり打ち切りましたので通知します。

開発事業番号	No.
開発事業の名称	
施行区域の場所	熱海市
あっせんの 相手方の氏名 及び住所	氏名
	住所
あっせんの 打ち切りの理由	

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第57号(第48条関係)

様式第57号(第48条関係)

調 停 勧 告 書

第 号  
年 月 日

様

熱海市長

熱海市まちづくり条例第62条第1項の規定により、調停に付することに合意するよう勧告  
します。ついては、調停勧告回答書により回答してください。

開発事業番号	No.
開発事業の名称	
施行区域の場所	熱海市
調停の相手方の 氏名及び住所	氏名 住所
調 停 事 項	
回 答 期 限	年 月 日

様式第58号(第48条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第58号(第48条関係)

調 停 勧 告 回 答 書

年 月 日

熱海市長 あて

住 所  
氏 名  
電話番号

熱海市まちづくり条例施行規則第48条第2項の規定により、次のとおり回答します。

開発事業番号	No.
開発事業の名称	
施行区域の場所	熱海市
回 答 区 分	調停に付することに <input type="checkbox"/> 合意します <input type="checkbox"/> 合意しません
合意しない理由	

様式第59号(第48条関係)

(平28規則2・一部改正)

様式第59号(第48条関係)

調 停 決 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

熱海市長

熱海市まちづくり条例第62条第2項の規定により、調停について次のとおり決定したので通知します。なお、熱海市まちづくり条例施行規則第51条の規定により、出席者は 人以内とします。

決 定 の 区 分	<input type="checkbox"/> 調停を行います <input type="checkbox"/> 調停を行いません(理由： )
開 発 事 業 番 号	No.
開 発 事 業 の 名 称	
施 行 区 域 の 場 所	熱海市
調 停 の 相 手 方 の 氏 名 及 び 住 所	氏名
	住所
調 停 を 行 う 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
調 停 を 行 う 場 所	

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第60号(第49条関係)

様式第60号(第49条関係)

調 停 案 受 諾 勧 告 書

第 号  
年 月 日

様

熱海市開発事業紛争調停委員会  
委員長

熱海市まちづくり条例第62条第4項の規定により、次のとおり調停案を受諾するよう勧告  
します。ついては、調停案受諾勧告回答書により回答して下さい。

開発事業番号	No.
開発事業の名称	
施行区域の場所	熱海市
回 答 期 限	年 月 日
調 停 案	

様式第61号(第49条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第61号(第49条関係)

調停案受諾勧告回答書

年 月 日

熱海市開発事業紛争調停委員会

委員長 あて

住 所

氏 名

電話番号

熱海市まちづくり条例施行規則第49条第2項の規定により、次のとおり回答します。

開発事業番号	No.
開発事業の名称	
施行区域の場所	熱海市
回答区分	調停案を <input type="checkbox"/> 受諾します <input type="checkbox"/> 受諾しません
受諾しない理由	

様式第62号(第50条関係)

(平28規則2・一部改正)

様式第62号(第50条関係)

調 停 打 切 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

熱海市開発事業紛争調停委員会  
委員長

熱海市まちづくり条例第62条第5項の規定により、調停を打ち切りましたので通知します。

開発事業番号	No.
開発事業の名称	
施行区域の場所	熱海市
調停の相手方の住所及び氏名	
調停打ち切りの理由	

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第63号(第51条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第63号(第51条関係)

代 表 者 選 定 届 出 書

第 号  
年 月 日

熱海市長

あて

住 所

氏 名

電話番号

熱海市まちづくり条例施行規則第51条第2項の規定により、次のとおり代表者を選定したので届け出ます。

届出人(紛争当事者)

氏 名	住 所

代表者

氏 名	住 所
	電話
	電話
	電話
	電話

様式第64号(第53条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第64号(第53条関係)

開発事業地位承継報告書

年 月 日

熱海市長 あて

(地位を譲り受けた者)

事業者  
住所  
氏名

(地位を譲り渡した者)

事業者  
住所  
氏名

熱海市まちづくり条例施行規則第53条第1項の規定により、地位の承継について報告をします。

開発事業番号	No.
開発事業の名称	
施行区域の場所	熱海市
地位承継(予定) 年 月 日	年 月 日

※相続人等に関する添付図書  相続関係図  
 その他必要な図書

様式第65号(第53条関係)

(令4規則4・一部改正)

様式第65号(第53条関係)

開発事業地位承継承認申請書

年 月 日

熱海市長 あて

(地位を譲り受けようとする者)

事業者  
住 所  
氏 名

(地位を譲り渡そうとする者)

事業者  
住 所  
氏 名

熱海市まちづくり条例施行規則第53条第2項の規定により、地位承継の承認を申請します。

開発事業番号	No.
開発事業の名称	
施行区域の場所	熱海市
地位承継(予定) 年 月 日	年 月 日

※譲受人に関する添付図書  経歴書又は経営報告書  
 当該事業の資金計画書及び管理計画書  
 その他必要な図書

様式第66号(第53条関係)

(平28規則2・一部改正)

様式第66号(第53条関係)

開発事業地位承継承認通知書

第 号  
年 月 日

様

熱海市長

年 月 日付で申請のあった地位承継の承認については、熱海市まちづくり条例施行規則第53条第3項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

決 定 の 区 分	次の開発事業の地位承継を <input type="checkbox"/> 承認します。 <input type="checkbox"/> 承認しません。
開 発 事 業 番 号	No.
開 発 事 業 の 名 称	
施 行 区 域 の 場 所	熱海市
地 位 承 継 ( 予 定 ) 年 月 日	年 月 日
承認しない理由	

(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

様式第67号(別表第1の3の項第4号関係)

様式第67号(別表第1の3の項第4号関係)

管 理 標 識		
管 理 者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	電話番号
この標識は、熱海市まちづくり条例別表第3の6の項第3号の規定によるものです。		

(縦80センチメートル以上、横90センチメートル以上)